

意見書案第10号

逗子市山の根3丁目149-7ほかでの崖の崩落に際し宅地造成等規制法の適用と住民説明会を求める意見書

逗子市山の根3丁目149-7ほかにおいて行われている当該地の開発計画に対しては、逗子市の良好な都市環境をつくる条例に違反していることから、事業主の氏名等の公表を行った。これに関連して事業者は3件もの訴訟を提起したが、司法はそれら全てに市の正当性を認め、市の全面勝訴で結審した。

ところが、神奈川県は、この開発で切り開かれ放置された崖面に関し、宅地造成等規制法を適用しない立場である。

このような状況下で7月8日深夜、この崖面が突如、崩落し、同月21日に再度崩落した。幸い人身に被害はなかったが、崩壊の際の地響きに近接住民は強い恐怖を感じており、オーバーハングした岩や20メートルを超えた大木が今も上部に取り残され、風雨の夜は安らかに眠れない状況にある。

よって、逗子市議会は、神奈川県に対して、次の事項について強く要望する。

- 1 開発計画地に対する、宅地造成等規制法の適用を早急に検討すること。
- 2 逗子市と連携し、近隣住民の不安や懸念が完全に払拭されるように、崖崩落の対処に向けた住民説明会を開催すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月2日

逗子市議会